

1. 赤松君を社民党労農党共同公認候補として第一選より推す事。
(新聞では今迄候補としてゐたがそれを無効候補と改めます事)。

2. 政策は兩党共通のものを掲げること。

3. 費用は社民党より出す事。

4. 選舉事務長には社民党師義三君を推す事。

5. 法定委員、弁士団、巡察隊は兩党共同で選出、組織すること。

6. 共同委員会恒久的を設け、共同委員會決定。

7. 勝農党、多田野副高橋君、社民党太發君、赤松君、李在君外に事務長。

8. この共同委員会に合同への問題を提案しなかつた事は批判された。

9. この会合後大塙旅館に於て非公開の共同委員会を開き、連日弁士団事務所法

定委員、ボスター、ビラ其文書の決定等を商討した。尚都合により事務長の師

君を袖井君に変更した。尚都合により事務長の師

君を袖井君に変更した。

10. 並五日各支部代表に対して共同門第の意義を徹底せしめた。

11. 更に引續き廿七日朝赤松君未歸を俟て

12. イ政策、スローがんの決議へ政策は我黨の案をとり且つスローがんは我

13. 覚のもの及彼の「働く民衆に生活を保証せよ!」宣傳に重權働く者に減税、

14. をとり尚凡ての人民に自由をもつては離く「人民を民衆」に改める事に

15. して採用せしめた。

16. 只宣言推廣狀は赤松君原案をつくり、共同委員会で審議決定する事。

17. 等をもつて赤松君は当夜帰京した。

18. 政策スローがん宣言推廣狀は別紙参照

19. かく我党提案の政策、スローがんが全部社民黨側に寄附されたのは、社民党側にその準備が不充份だったにもよるが、勝農党を利用せざるを得ない爲であ

20. つて、本委員會は是れ力能、當選第一主義を標榜したものである。
21. 我黨と勝農党は投票権等の爲に人手不足で選舉対策以外に手を取り得
22. ず事務上運営に侵入した態になつてゐた。

23. この傾向於ては社民黨では共同門第を避け人とする傾向を見せず、あつた。我黨はこの選舉戦
24. 初頭たゞてはこれを避け人とする傾向を見せず、あつた。我黨はこの選舉戦
25. を共同で數小事により全國的合同運動促進した努力せんとし(地方的には社民
26. 党大衆は極めて少數で、寧ろ問題は重要でない)、共同門第に社民黨を引する
27. 事に努力したのであつた。

28. かくて二月一日第一回政見発表演説会を開いた。